

「三次版スマートシティ構想（案）」
パブリック・コメント実施要領

1 意見募集の趣旨

三次市では、第2次三次市総合計画の指針「しあわせを実感しながら、住み続けたいまち」の実現を基本方針に、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」にて、「田園都市×デジタル～つながるみよし」として、安心して住み続けられる、持続可能な田園都市づくりとともに、ICTの活用によって市民の生活を便利で豊かにすることを戦略の方向性に位置付け、取組を進めています。

三次版スマートシティ構想では、これらに基づき、ICT活用の取組内容を具体化し、人、地域、企業、産業、行政が繋がりあい、支えあう「つながるみよし」の実現をめざしており、これに幅広く市民の皆様からのご意見を反映させるため、パブリック・コメント（意見の募集）を行うものです。

2 募集期間

令和3年3月1日（月）から令和3年3月23日（火）まで（必着）

3 募集する意見

「三次版スマートシティ構想（案）」に対する意見

4 意見の提出ができる人

- (1) 市内に住所を有する人
- (2) 市内に事務所又は事務所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事務所に勤務する人
- (4) 市内に存する学校に在学する人
- (5) 本事案に利害関係を有する人

5 提出いただいた意見の取り扱い

- (1) 提出いただいたご意見は、三次市の考えを整理した上で公表することとします。
- (2) 公表の際には意見の内容のみ公表します。
- (3) 住所、名前などの個人情報公表しないことはもとより、他の目的で使用することはありません。
- (4) 個々のご意見に直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

6 関係資料

- (1) 三次版スマートシティ構想（案）
- (2) パブリック・コメント実施要領（本資料）
- (3) ご意見記入用紙（Word 版, PDF 版）

7 関係資料の閲覧方法

- (1) 三次市役所 1 階 総合案内
- (2) 三次市役所東館 3 階 経営企画部情報政策課
- (3) 三次市各支所窓口
- (4) 三次市ホームページ

8 意見の提出方法

ご意見は所定の用紙に記載の上、次のいずれかの方法で提出してください。

(1) 持参

経営企画部 情報政策課（三次市役所本庁東館 3 階）または各支所

(2) 郵送

〒728-8501

三次市十日市中二丁目 8 番 1 号

三次市 経営企画部 情報政策課 宛

(3) F A X

0824-62-6235

(4) 電子メール

jouhou@city.miyoshi.hiroshima.jp

9 提出にあたっての注意事項

とく名や無記名のもの、「3 意見提出ができる人」の要件に該当しない人からの意見については、無効とします。

【問い合わせ先】

担当部署：経営企画部 情報政策課 ICT活用推進係

電話番号：0824-62-6106

F A X 番号：0824-62-6235

E - m a i l : jouhou@city.miyoshi.hiroshima.jp